

改正

平成27年 5月26日規則第29号

平成27年11月 2日規則第37号

平成29年 3月27日規則第 4号

盛岡市運動公園条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、盛岡市運動公園条例（平成17年条例第118号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

**第2条** 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市運動公園有料公園施設使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下この条及び第4条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、運動公園を使用しようとする日の属する月の初日の1月前から使用しようとする日の7日前までにしなければならない。ただし、市長が運動公園の管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

**第3条** 条例第6条第1項の許可は、盛岡市運動公園有料公園施設使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、有料公園施設を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(行為の許可申請)

**第4条** 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市運動公園行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の許可等)

**第5条** 条例第7条第1項の許可は、盛岡市運動公園行為許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、運動公園を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(暖房料)

**第6条** 条例別表第1第3号アの表備考3の規則で定める暖房料は、別表第1のとおりとする。

(附属の設備の使用料)

**第7条** 条例第9条第2項の規則で定める使用料は、別表第2のとおりとする。

(減免の申請)

**第8条** 条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市運動公園有料公園施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する場合は当該申請書の提出については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳被交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳
- (4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳  
（指定管理者の指定の手続）

**第9条** 条例第15条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市運動公園指定管理者指定申請書に運動公園の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市運動公園指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市運動公園指定管理者不指定通知書により行うものとする。

（指定通知書等の掲示）

**第10条** 指定管理者は、前条第2項の盛岡市運動公園指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第10条第2項の規定により定めた利用料金を運動公園において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（条例第17条第1項の市長が定める事項）

**第11条** 条例第17条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び運動公園の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 盛岡市運動公園の使用料に関する規則（平成18年規則第46号）は、廃止する。

附 則（平成27年規則第29号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日か

ら施行する。

**附 則**（平成27年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**別表第1**（第6条関係）

区分		単位	金額
アリーナ	一般	1時間までごとに	3,700円
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	1,850円
柔剣道場	一般	1時間までごとに	1,050円
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	520円
多目的ホール	一般	1時間までごとに	210円
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	100円
会議室及び談話室	一般	1時間までごとに	210円
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに	100円
ジェットヒーター		1台1時間までごとに	210円

**別表第2**（第7条関係）

区分			単位	金額	
放送設備	野球場	料金を徴収しない場合	1回につき	520円	
		料金を徴収する場合	1回につき	1,570円	
	総合体育館	料金を徴収しない場合	1回につき	520円	
		料金を徴収する場合	1回につき	1,570円	
照明設備	陸上競技場	全面	全部を点灯する場合	1時間までごとに	2,000円
			2分の1を点灯する場合	1時間までごとに	1,000円
		半面	全部を点灯する場合	1時間までごとに	1,000円

			2分の1 を点灯する 場合	1時間までごとに	500円
総合体育館	アリーナ	一般	全面	1時間までごとに	2,100円
			半面	1時間までごとに	1,040円
		高等学校生徒以下の者	全面	1時間までごとに	1,050円
			半面	1時間までごとに	520円
	柔剣道場	一般		1時間までごとに	620円
		高等学校生徒以下の者		1時間までごとに	310円
	多目的ホール	一般		1時間までごとに	420円
		高等学校生徒以下の者		1時間までごとに	210円
	遊戯室	一般		1時間までごとに	210円
		高等学校生徒以下の者		1時間までごとに	100円
シャワー室	総合体育館			1人1回につき	100円